

船員保険被扶養者に係る特定健康診査・特定保健指導実施規程

1 目的

船員保険被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施にあたり、特定健診等の実施機関において、特定健診等の委託契約書に基づくほか、本規程により事務処理を適正に行うものとする。

2 特定健診等実施前の事務措置

特定健診等の実施機関は、特定健康診査受診希望者又は特定保健指導利用希望者（以下「受診希望者等」という。）に次の措置を行うものとする。

(1) 実施日等の予約

受診希望者等からの問い合わせに応じ、実施日等の予約受付を行う。

(2) 受診希望者等への指示

実施日等の予約を受け付ける際、受診希望者等に対し次の事項を指示する。

① 実施日当日に持参すべきもの

ア 特定健康診査においては、船員保険特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）、船員保険被扶養者証及び船員保険会から事前送付された船員保険（被扶養者）特定健診結果通知票を持参すること。

イ 特定保健指導においては、船員保険会から送付された船員保険特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）、船員保険特定保健指導のご案内及び船員保険被扶養者証を持参すること。

② 午前中に特定健康診査を実施する場合は、血糖値等の検査結果に影響を及ぼすため、健診実施前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。

午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビンA1c検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、健診実施まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。

3 特定健診等実施時の事務措置

特定健診等の実施機関は、実施当日、次の事務措置を行ってから特定健診等を実施するものとする。

(1) 特定健康診査

①窓口に提出すべきものの確認

受診者に対し、前項(2)①のアに定める受診券等の持参を確認する。

なお、受診券及び船員保険被扶養者証の持参がない者は、原則として健診を実施しないこととする。

②受診券について次の確認をする。

ア 船員保険被扶養者証と受診券の氏名等に相違ないか確認

イ 船員保険会会長の証明印の有無（証明印の印影がないものは無効）

ウ 有効期限（有効期限を超過しているものは無効）

(2) 特定保健指導

①窓口に提出すべきものの確認

利用者からの、前項(2)①のイに定める利用券の持参を確認する。

なお、利用券及び船員保険被扶養者証の持参がない者は原則として保健指導を実施しないこととする。

②利用券について次の確認をする。

ア 船員保険被扶養者証と受診券の氏名等に相違ないか確認

イ 船員保険会会長の証明印の有無（証明印の印影がないものは無効）

4 特定健診等終了後の事務措置

(1) 受診者への特定健康診査結果の通知

特定健康診査の実施機関は、委託契約書第6条第4項の規定に基づき、受診者に当該特定健康診査の結果（厚生労働省令第157号（平成19年12月28日）第3条に規定する必要な情報の提供を含む）を通知する。

(2) 財団法人船員保険会への特定健診等結果の登録

特定健診等の実施機関は、委託契約書第6条第3項の規定に基づき、原則として実施月（月の初日から月末日まで）の健診結果等データを取りまとめ、翌月15日（3月分については4月10日まで）までに、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データにより、特定健診等結果データを財団法人船員保険会（以下「船保会」という。）に登録する。

なお、特定保健指導の結果データの登録については、初回面談時と6ヶ月後評価時（途中脱落者のデータは、当該支援期間までのデータ）の2回とする。

登録方法は、パスワードを付与した圧縮ファイル（ZIP ファイル）により記録の残る郵便等により提出すること。

ただし、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく特定健診等結果データの登録が困難な特定健診等の実施機関は、船保会と調整の上、様式のみにより登録する事も差し支えないものとする。この場合は、保険者において特定保健指導のための階層化処理を実施できる情報を必ず記入しなければならない。

（3）特定健康診査記録の保存

特定健康診査の実施機関は、健診の記録は診療録によるものとし、健診結果通知票等関係書類は5年間保存する。

5 特定健診等費用の請求

特定健診等の実施機関は、委託契約書第6条第1項及び第3項の規定に基づき、原則として実施月（月の初日から月末日まで）の健診結果等費用決済データを取りまとめ、翌月15日までに厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データにより、特定健診等の費用を請求する。（3月分については、4月10日までとする。）

なお、特定保健指導の費用請求については、初回面談時と6ヶ月後評価時（途中脱落者のデータは、当該支援期間まで）の2回とする。

ただし、前項（2）の電子データによる提出が困難な特定健診等の実施機関は、前項（2）ただし書きの特定健康診査結果通知表等の様式を送付する際に実施機関所定の請求書を添付する。

6 個人情報の取扱い

特定健康診査・特定保健指導の委託業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守するとともに、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号通知）を遵守する等、委託契約書第12条に基づき個人情報の適正な管理を行うこと。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

【請求・問い合わせ先】

財団法人船員保険会 医療施設部

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6

SEMPOSビル 6F

TEL 03-3407-6063

FAX 03-3797-2925